

**令和7年度 第2回
紀の川市総合教育会議 会議録**

- 1 開催日時 令和8年2月19日(木)午前9時28分～
- 2 会場 紀の川市役所 4階 402 中会議室
- 3 出席者 岸本健・鍋田泰延・長谷弘司・上中史子・小川真司・岡井良樹
- 4 欠席者
- 5 出席職員 副市長 今城崇光・市長公室長 森岡悟・市長公室政策推進監 角佳英・企画部長 栗本宗彦・総務部長 永井紀男・教育部長 長田和美・教育審議監 岡本紹子・教育推進監 杉本太・次長兼教育総務課長兼学校再編推進室長 柑本浩至・教育総務課副課長 谷福靖司・教育総務課主任人事主事 森口裕介・生涯学習課長 小西晴久・次長兼生涯スポーツ課長 山中邦弘・教育総務課副主査 田中奈々
- 6 傍聴者 なし
- 7 協議事項 (1) 紀の川市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
(2) 紀の川市学校施設等長寿命化計画の改訂について
- 8 議事の要旨
- 開会
 - 市長あいさつ
 - 協議事項

(1) 紀の川市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

<主任人事主事>

【資料に基づき「紀の川市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」説明】

<教育部長>

主任人事主事より、紀の川市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について説明をさせていただきましたが、それに対する皆様のご意見ご質問はございませんか。

<委員>

給特法の改正にあたって本計画の策定が必要になったということですが、国の動きも含めた経緯をお聞かせください。

<主任人事主事>

文部科学省の中央教育審議会において、教師の長時間勤務は「教育の質の維持を困難にする危機的状況」であると指摘されました。これを受け、令和元年に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」が改正され、文部科学大臣が定める指針に基づき、各設置者が業務量管理を行うことが明確化されました。さらに直近の国の方針では、教師のウェルビーイング確保が強調されており、単なる上限設定に留まらず、具体的な「健康確保措置」を盛り込んだ実行計画の策定が求められています。本市においても、令和2年に制定した規則に基づく取組を一段階進め、今回、給特法第8条の規定に基づき、実効性のある具体的な工程表として本計画を策定するに至りました。

<教育部長>

よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんか。

<委員>

部活動について質問させていただきます。

「休日部活動地域展開」について、令和10年度までの実現は可能ですか。また、受け皿となる指導者の確保についてはどうお考えですか。

<主任人事主事>

令和10年度の休日部活動の地域展開の実現に向けて、和歌山県の方針に合わせ、令和8年度までは改革準備期間として、学校部活動の地域連携・地域移行推進協議会での計画策定、部活動指導員の配置拡充等を進めているところです。地域クラブとして立ち上がってくる団体もありますので、令和10年度の休日部活動の地域展開に向けて、連携を密にしていきます。

受け皿については、スポーツ少年団や文化協会等のステークホルダーとのヒアリングを通して、指導員の確保に努めるとともに、教育委員会としても適切な予算確保と人材バンクの活用などを検討し、体制を整えてまいります。

<教育部長>

よろしいでしょうか。他にございませんか。

<委員>

学校徴収金のシステム導入についてお聞きします。

先日、県内であった教師による公金窃盗事案を受け、早急に対応すべきと考えますが、その点どのようにお考えですか。

教育委員会事務局、また、市長部局における考えをお聞かせ願えればと思います。

<主任人事主事>

事務局よりお答えさせていただきます。

事務局の考えといたしましては、他市での事案を受け、本市としても同様の事態を未然に防ぐことが急務であると考えています。本計画に掲げた学校徴収金システムの導入を着実に推進し、教職員が直接現金を扱わない環境を整備したいと考えています。これにより、管理の透明性を高め、事務負担の軽減と不正の防止の徹底につながるものと考えます。

<企画部長>

学校徴収金システムの導入につきましては、教育委員会から令和8年度の新規拡充事業として予算要求をしていただいております。このシステムの導入における効果といたしましては、児童生徒が現金を持ち歩くリスクの排除、また、デジタルデータで管理することによる教職員の事務負担の軽減が図られるということで、理解させていただいております。

しかしながら、経常経費として毎年1,300万円かかるということ、また、安楽川小学校と打田中学校は現金ではなく口座振替で徴収しており、学校ごとに手段を判断しているという状況をお聞きしています。

教育委員会としてシステムを導入するにあたっては、一律に同一の仕組みをもって調整をしていただきたいということをお伝えしたところ、市内5つの中学校ではこのシステムを使わない可能性もあるという回答もいただきました。教育委員会としては基本的には学校の裁量でシステム使用の有無を委ねるという回答もいただいたなかで、市当局といたしましては、導入にあたっては同じシステムで効率よく事務を行うのが重要であると認識しており、調整できないのであれば今回の予算は見送りにさせていただきたいということでご理解をお願いします。

<主任人事主事>

今回いただいた内容もふまえ、学校と調整を進め、各関係課と協議しながら早期導入に向けてこれから検討していきたいと思っております。

<教育部長>

よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんか。

<委員>

この計画は、教職員一人ひとりが勤務時間を意識した働き方を確立し、教職員の健康と福祉の確保を図っていくことを目的として示されています。また、2ページにおいては、取り組みの具体的な目標値も定められています。本計画が形式的な仕組みで終わらせないための具体的な確認方法はどのようなものがありますか。

<主任人事主事>

計画を客観的に評価する仕組みとして「数値による可視化」を徹底します。また、出退勤管理

システムにより、各校の在校等時間を月単位で把握いたします。さらに、その結果につきましても、国からの指針において毎年公表するように示されていることから、順次公表を行っていくとともに、進捗状況につきましても定例の教育委員会や総合教育会議で報告を行っていきます。併せて、自己点検を各校で行わせ、その達成度を数値で管理することにより、体制の形骸化を未然に防いでいきます。

<委員>

形骸化の防止とありましたが、この計画が形骸化しないよう、どのようなフォローアップをお考えですか。

<主任人事主事>

チェック機能で浮き彫りになった課題に対しましては、教育委員会が介入し支援を行います。長時間勤務が改善されない学校には、年度内であっても速やかに聞き取りや個別指導を実施します。また、教育職員が本来の業務に注力できるよう、業務の3分類を踏まえた業務の見直しを市が主体となって環境を整備していきます。また、学校運営協議会とも連携し、地域全体で学校をバックアップする体制を継続していきと考えています。

<教育部長>

ありがとうございます。他にご質問等ございませんか。

<委員>

教職員の業務量が多くなる要因は多岐にわたりますが、本計画において特に重視している要因と対策について教えてください。

<主任人事主事>

現状における教職員の環境について、業務量増加の要因として、一時的な業務集中や突発的な保護者対応が原因で長時間勤務となっているケースがございます。特に、保護者からの苦情対応については、学校以外の要因が背景になっている場合や社会的背景が要因となっている場合もあり、解決に時間を要する場合があります。

2025年8月には、文科省より、保護者からの過剰な苦情等については「学校以外が担うべき業務」と位置付ける方針も打ち出された経緯を踏まえ、今後、この苦情対応における先進地視察等も検討し、対応を考えてまいります。

また、並行して、業務の平準化や分担の工夫、また、ICTの活用による事務作業の効率化など、教員の負担軽減に向けた取組を継続して進めていきます。

さらに、時間外勤務の状況については、継続的に把握するとともに、必要に応じて校長や教頭と連携しながら改善を図っていきと考えています。

<教育部長>

他にご意見、ご質問等はございませんか。

ないようですので、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画につきまして、ご承認という事でよろしいですか。

<委員>

異議なし。

<教育部長>

ありがとうございます。

(2) 紀の川市学校施設等長寿命化計画の改訂について

<教育総務課副課長>

【資料に基づき「紀の川市学校施設等長寿命化計画の改訂について」説明】

<教育部長>

教育総務課副課長より、紀の川市学校施設等長寿命化計画の改訂について説明をさせていただきましたが、それに対する皆様のご意見ご質問はございませんか。

<委員>

今回の長寿命化計画の改訂で、当初の計画から変更されたことは何かありますか。

<教育総務課副課長>

紀の川市学校施設等長寿命化計画の改訂において、これまでの事後保全的な改修・改築ではなく、施設の長期間の利用を目指し、予防保全的な長寿命化改修を行っていくという目的や方針等は策定時から継承し変更はおこなっておりません。今回の改訂において、大きく変更した点は、冒頭でも説明したとおり、令和3年3月の本計画策定時には示されていなかった、紀の川市立学校適正規模適正配置基本計画及び紀の川市立学校適正規模適正配置第1次実施計画にかかる学校再編の対応を反映させていただいた点となります。

<委員>

今回実施の計画改訂において、得られる効果・成果といったものがあれば教えてください。

<教育総務課副課長>

本計画改訂による効果といたしましては、まず、改訂前の長寿命化計画においては、全ての小中学校を維持・管理していく計画として事業費を算出していましたが、先程の学校再編計画との

整合を図ったことにより、より実効性の高い計画となって教育環境の整備が図られます。また、統合などにより廃校となる予定の学校の維持・管理に係る費用の抑制にもつなげられることに、今回の改訂の効果が表れているものと考えています。

一例としては、令和 8 年第 1 回紀の川市議会定例会への上程を予定しています「紀の川市立学校設置条例」の一部改正において、田中小学校高野分校、川原小学校、鞆渚小学校、上名手小学校、麻生津小学校及び鞆渚中学校を、今後廃校とする計画としています。廃校後の跡地利活用の検討において、紀の川市公共施設跡地等利活用基本方針で定める 3 年間の協議で利活用が見いだせなかった場合は解体する旨が明示されていることから、解体費用を含めた事業費を算出し提示しています。

<教育部長>

よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんか。

<委員>

老朽化が進んでいる施設について、改修までの安全対策は講じられているのでしょうか。

<教育総務課副課長>

紀の川市学校施設等長寿命化計画の策定の背景及び目的でもありますが、学校教育施設の多くが昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて集中的に整備されており、老朽化の進行を含む課題が顕在化しています。これまでの事後保全的な改修・改築ではなく、今後も学校施設の長期的な利用を目指し、予防保全の考え方を取り入れた長寿命化改修を継続的に推進していくことで、教育環境の維持・向上と児童・生徒の安全確保を図り、学校施設の老朽化対策を継続的に実施しているところです。また、施設を安心・安全な状態に維持するためには、学校で働く教職員による日常点検も重要です。各学校において施設の状況を確認し、主体的に不具合箇所を早期に発見し、教育委員会と情報共有することで改修または修繕を速やかに行うよう努めています。

<教育部長>

よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんか。

<委員>

5 ヶ年の実施計画について質問させていただきます。

計画書の 6 ページに令和 8 年度以降の 5 ヶ年実施計画が示されていますが、今後の再編計画との整合性は図られていますか。

<教育総務課長>

本計画における令和 8 年度以降の 5 ヶ年実施計画の内容につきましては、令和 4 年度策定の「学校適正規模適正配置基本計画」にて示させていただいた第 2 次再編（案）を基に、長寿命化計画

との整合を図った内容とさせていただきます。

複式学級が発生している小学校区については、過小規模校の改善を目的に、また、複式学級が発生していない小学校区につきましても、児童数の減少等を踏まえ、適正な学校規模、また、適正な配置の観点から、さらに、財政的状況等も加味しながら、再編を進めるにあたり、再編の拠点校とすることが望ましいと考えられる小学校を対象に長寿命化対策を実施し、また、統合される側の学校と位置付けられる小学校につきましても、児童が安心して教育を受けることができる体制の構築を目的に、劣化が激しい部分についての部位修繕を行い、まずは、児童の安全を確保した上で再編を進めていく計画とさせていただきます。

ただし、第2次再編につきましては、あくまで計画案であり、今後、学校適正規模適正配置検討委員会等を通じ、計画をより具体化し、保護者の方をはじめ、地域の方に再編の必要性について、ご理解をいただけるよう、丁寧な説明を行い進めていく必要があると考えております。

よって、本計画を進めるにあたっては、6 ページに『本年度開催の学校適正規模適正配置検討委員会の協議結果等を含め、学校再編の進捗状況を踏まえ、随時、計画内容の見直しを行いながら進める』旨、計画書に記載させていただきます。

<教育部長>

よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんか。

<委員>

第2次再編の対象校について、地区別により具体的な説明をお願いいたします。

<教育総務課長>

最初に、桃山地域につきましては、令和4年度策定の「紀の川市立学校適正規模適正配置 基本計画」にて示させていただいた複式学級の解消を目的に、現在、複式学級が発生している調月小学校を、安楽川小学校へ統合する旨計画として考えております。

ただし、調月小学校は、経年劣化により修繕が必要な学校となることから、この5ヵ年計画内で部位修繕を行い、児童の安全確保を図っていきたいと考えております。

次に、貴志川地区につきましても、「学校適正規模適正配置 基本計画」にて示させていただいた第2次計画（案）を基に、拠点校として位置付けられている西貴志小学校については長寿命化対策を行い。また、中貴志小学校につきましては、第2次再編を進めていくにあたり、基本計画にて示させていただいた案として、丸栖小学校、東貴志小学校の児童の受け入れが可能な学校規模・敷地を要し、また、適正配置の観点も合わせ検討させていただき、事務局案としては、中貴志小学校を拠点校とし進めるのが望ましいと考え、長寿命化対策を行っていく計画とさせていただきます。貴志川地域におけるいずれの拠点校につきましても、検討委員会に事務局案を提示しながら、検討委員の皆様の意見を聞き進めてまいりたいと考えております。

最後に、第2次再編における粉河地域について、事務局案といたしましては、学校規模、また、学校の配置等を考えた場合、拠点とする学校は粉河小学校が望ましいと考えております。ただし、

第2次再編において、拠点校と位置付ける小学校は、桃山地域における安楽川小学校を除き、貴志川地域における西貴志小学校、及び、中貴志小学校、また、粉河小学校ともに、いずれの小学校も経年劣化が顕著となっており、施設長寿命化に向けた対策が必要となります。令和15年4月を目標に、この3校を同時期に長寿命化対策を行うには財政負担が大きくなるため、また、粉河小学校における長寿命化対策については、再編に合意がいただけた際の対応として、現小学校での建て替えが望ましいのか、また、別敷地への移転改築が望ましいのかなどの、拠点校の配置場所、さらに、財政負担の平準化を考えた場合、計画年度の見直し等を検討する必要があります。事務局の考えといたしましては、今後、開催を予定している学校適正規模適正配置検討委員会にて、意見をお伺いしながら進めてまいりたいと考えています。

以上の経緯を踏まえ、粉河地域における再編計画については、経年劣化が顕著な貴志川地域を優先し進める必要があることを考慮し、まずは、部位修繕による対応にて子供の安全を確保し、粉河地域における計画期間の延長も考慮に入れながら、検討委員会に図ってまいりたいと考えております。

<教育部長>

ありがとうございます。

他に、ご意見ご質問はございませんか。

<市長>

他にご意見・ご質問がないようであれば、最後に少し発言させていただきます。

本日の会議において、教育委員の皆様より、教職員にかかる業務管理および健康管理、また、学校施設の維持管理だけでなく、さらに、学校再編に関係したご意見をたくさんいただきました。特に学校の再編は、市民の皆様にとっても関心の高い事業であると感じております。

教職員の方にかかる働き方改革、施設の長寿命化、また、学校の再編について、いずれの事業とも、紀の川市立学校における良好な教育環境をどう維持・向上させていくのか、また、子供の安全をどう守っていくのかが目的となります。

学校現場の目線、保護者の目線、教育行政の目線と、様々な視点で意見交換ができるこの会議を有効に活用していきたいと思っておりますので、今後も引き続き貴重なご意見をいただきたいと思っております。

最後に、市民の皆様に、紀の川市は「教育の街」だと認識していただけるように、委員の皆様と一緒に頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

<教育部長>

ありがとうございます。

紀の川市学校施設等長寿命化計画の改訂につきまして、ご承認という事でよろしいですか。

<委員>

異議なし。

<教育部長>

ありがとうございます。

これをもちまして予定していました議題が終了となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に日程第4 その他に進みたいと思います。何かございませんか。

<教育部長>

ないようですので、本日の会議を閉会いたします。長時間に渡りご審議ありがとうございました。

閉会 10:15